

平成29年11月20日

独立行政法人国立高等専門学校機構施設における吹き付けアスベスト等の 対策状況フォローアップ調査の結果について

I. 調査趣旨

本調査は、学校を使用する学生・教職員等の安全対策に万全を期すため、独立行政法人国立高等専門学校機構施設における吹き付けアスベスト等の対策状況を把握し、「学校施設等における吹き付けアスベスト等の対策状況フォローアップ調査等について（依頼）」（平成28年9月27日付け28文科施第275号）に基づき、調査を行ったものである。

II. 調査概要

（1）調査内容

平成28年10月1日時点の吹き付けアスベスト等の使用実態及び対策状況についてフォローアップ調査を実施。

（2）対象機関

独立行政法人国立高等専門学校機構の51校の国立高等専門学校（以下「国立高専」という。）を対象とした。

（3）対象建材

平成8年度以前に完成（改修工事も含む）した建築物に使用されている、吹き付けアスベスト、吹き付けロックウール、吹き付けひる石等。

III. 調査結果概要

（平成28年10月1日時点）

- | | |
|--|------|
| ・調査対象国立高専 | 51高専 |
| ・吹き付けアスベスト等があり、措置済み状態※ではないもの
がある国立高専（調査区分③および④） | 0高専 |

調査区分③…措置済み状態でなく、損傷、劣化等により石綿等の粉じんの
飛散により、ばく露のおそれがないもの

調査区分④…措置済み状態でなく、損傷、劣化等により石綿等の粉じんの
飛散により、ばく露のおそれがあるもの

※措置済み状態とは、封じ込め及び囲い込みにより、石綿等の飛散のおそれがない
状態のことをいう。

IV. 今後の対策について

国立高専では、今後も措置済み状態にあるものについて、引き続き石綿等の飛散がないよう

表面の状態等の点検・維持管理を徹底していくとともに，大規模改修等にあわせて，除去等を実施することとしている。

(問い合わせ先)

独立行政法人国立高等専門学校機構

本部事務局施設課長 西 博文

電話：042-668-5224

平成28年10月1日時点

吹き付けアスベスト等対策状況フォローアップ調査結果

面積単位：m²

建物種別	全 機関数	調査中 機関数	①吹き付けアスベスト等 があるもの				②左記①のうち、措置済状態にある もの				左記①のうち、措置済状態ではないもの							
											③損傷、劣化等による石綿等の粉じんの飛散により、ばく露のおそれがないもの				④損傷、劣化等による石綿等の粉じんの飛散により、ばく露のおそれがあるもの			
			機関数 (室面積)	室 数		通路部分 面積	機関数 (室面積)	室 数		通路部分 面積	機関数 (室面積)	室 数		通路部分 面積	機関数 (室面積)	室 数		通路部分 面積
				日常 利用室 (室面積)	その他 の諸室 (室面積)			日常 利用室 (室面積)	その他 の諸室 (室面積)			日常 利用室 (室面積)	その他 の諸室 (室面積)			日常 利用室 (室面積)	その他 の諸室 (室面積)	
高専校舎	51	0	11 (6,813)	115 (6,315)	9 (240)	－ (258)	11 (6,813)	115 (6,315)	9 (240)	－ (258)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	－ (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	－ (0)
高専体育館			1 (144)	4 (82)	1 (16)	－ (46)	1 (144)	4 (82)	1 (16)	－ (46)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	－ (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	－ (0)
高専宿舎 (学生寄宿舍、職員宿舎含む)			13 (16,404)	829 (11,975)	37 (900)	－ (3,529)	13 (16,404)	829 (11,975)	37 (900)	－ (3,529)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	－ (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	－ (0)
船舶			0 (0)	0 (0)			0 (0)	0 (0)			0 (0)	0 (0)			0 (0)	0 (0)		
計	51	0	18 (23,361)	948 (18,372)	47 (1,156)	－ (3,833)	18 (23,361)	948 (18,372)	47 (1,156)	－ (3,833)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	－ (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	－ (0)

【記入上の留意事項】

- ※1「日常利用室」とは、施設利用者又は職員が常時使用(出入り)する場所をいう。
- ※2「その他の諸室」とは、日常利用室及び通路部分以外をいう。
- ※3「通路部分」とは、廊下、階段、玄関ホール、昇降口その他これらに類するものをいう。
- ※4「船舶」とは、総トン数20トン以上をいう。「日常利用室」を「隻数」と読み替え記入する。なお、「船舶」の隻数・面積は「計」の欄には加えない。
- ※5 面積は、小数点以下を四捨五入し、1㎡単位で記入する。
- ※6「機関数」の計は、機関種別ごとに入力した機関数の単純合計とならないことに注意すること。
例)一つの機関で「校舎」と「体育館」に該当があった場合、機関種別ごとの機関数はそれぞれ1となるが、計の欄は、機関が一つなので1となる。
- ※7 ①の「機関数」は、②、③、④の「機関数」の単純合計とならないことに注意すること。
例)一つの機関で②、③、④に複数該当がある場合、①に②＋③＋④の機関数を記入すると、重複計上になる。